

輸入食品等の事前相談について

BSE問題や偽装表示問題などを契機に高まった、食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まったことを受けて、平成15年に食品衛生法が大きく改正されました。

この法改正では、「食品等事業者の責務」についても法律で明確に規定され、「食品等事業者は、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等（輸入）の安全性の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことが明記されました。また、平成20年に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案以後、輸入者自身による、輸出国段階での管理強化を目的としたガイドラインが取りまとめられました。

なお、食品事業者等が食品の安全性を確保するために取り組むべき事項として、厚生労働省では次の事項を例示しています。

- ① 食品衛生に関する知識や技術の習得
- ② 使用する原材料の安全性の確保
- ③ 自主検査の実施
- ④ 製造・加工工程の衛生管理の把握
- ⑤ 輸入事業者による輸入食品の食品衛生法への適合性確認
- ⑥ **「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」の確認**
・ **チェックリスト**

そして、小樽検疫所では、食品等の輸入を考えている方々に対して、安全性確保に取り組むべく必要な作業について、事前輸入相談にてサポートしています。

1 対象貨物

営業・販売目的（不特定若しくは多数の者へ有償、無償に関わらず配布する場合を含む）の食品、食品添加物、器具・容器包装及び乳幼児を対象としたおもちゃ。

2 相談内容

食品衛生法に基づく輸入手続き、検査制度及び規格基準等について。なお、食品等によって、取扱いに疑義が生じた場合は、時間を要する場合がありますので時間的余裕をもってご相談下さい。

3 輸入相談に必要な資料

(1)食品の場合

- ア 現地製造者が作成・発行した社名（レターヘッド）入りの原材料表、製造工程表

- ㊸ 原材料表は、使用した食材と添加物の物質名及び使用量等が明らかなものを入手して下さい。
- ㊹ 製造工程表は、原料から製品に至るまでの作業の流れを図にしたものを入手して下さい。(殺菌や除菌などの製造基準に係る場合は、詳細な条件が記載されているもの)
- イ 上記の書類を和訳したもの
- ウ 輸送及び保管条件、使用用途、喫食方法、包装方法

(2) 食品添加物の場合

- ア 現地製造者が作成・発行した社名(レターヘッド)入りで、具体的な化学名称、基原、製法が確認できるもの
- イ 製剤の場合は、ア以外に各原料の含有率が確認できるもの
- ウ 上記の書類を和訳したもの

(3) 器具・容器包装、おもちゃの場合

- ア 現地製造者が作成・発行した社名(レターヘッド)入りで、材質、形状及び色柄の確認できるもの
 - ㊸ 製造用機械等の構造が複雑な場合は、分解図等によりどこの部品であるか分かるものを入手して下さい。
- イ おもちゃの場合は、ア以外に対象年齢

4 相談受付日

月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
なお、来所による事前相談は、原則予約制となっていますので、輸入する商品等が具体的に決まり、資料が調いましたら電話により予約下さい。

5 問い合わせ

相談資料が整った場合、または本件に関しご不明の点がありましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

小樽検疫所 食品監視課 輸入食品相談指導室

電話:0134-32-4304 FAX:0134-25-6069

6 その他

事前相談については、受付順に実施していますので、時間的余裕を持って相談いただくようお願いします。